

警察行政の概要



広島県警察本部

目 次

1	公安委員会	1
2	広島県警察組織体制	2
3	警察関係予算	4
4	基本方針及び運営重点	5
5	主要施策	6
(1)	総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化	6
(2)	子供・女性・高齢者等を守る取組と少年非行防止対策の推進	7
(3)	住民の安心感を高める地域警察活動の推進	9
(4)	組織犯罪対策の推進	9
(5)	交通事故の抑止と安全で円滑な交通の確保	10
(6)	災害、テロ等緊急事態対策の推進	11
(7)	サイバー空間の安全の確保	12
(8)	社会の変化に適応する警察運営の推進	13



1 公安委員会

(1) 公安委員会の役割

公安委員会は、昭和29年の現行警察法制定時に設置され、県知事の所轄の下に、県民の良識を代表する者によって構成される合議制の行政委員会で、警察の民主的運営と政治的中立性を確保することを目的として設けられた機関である。

公安委員会は、警察法第38条第3項の規定に基づき、県警察を管理する責任を負うほか、法令の規定に基づきその権限に属された事務をつかさどる。

また、警察行政に関する大綱方針を決定し、県警察の取組等について所要の報告を徴するとともに、県警察の業務運営がその大綱方針に沿って運営されるよう管理を行っている。

(2) 公安委員会の権限行使

公安委員会は、会議の議決によりその権限を行うこととされており、合議体としてその権限を行使している。

(3) 委員の任命及び任期

広島県公安委員会は、警察法第38条第2項の規定に基づき、5名の委員で組織されている。

委員は、広島県議会議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものの中から、県知事が県議会の同意を得て任命する。

ただし、委員のうち2名については、広島市議会議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものの中から、広島市長が市議会の同意を得て推薦したものについて、県知事が任命する。

任期は3年で、2回に限り再任されることができる。

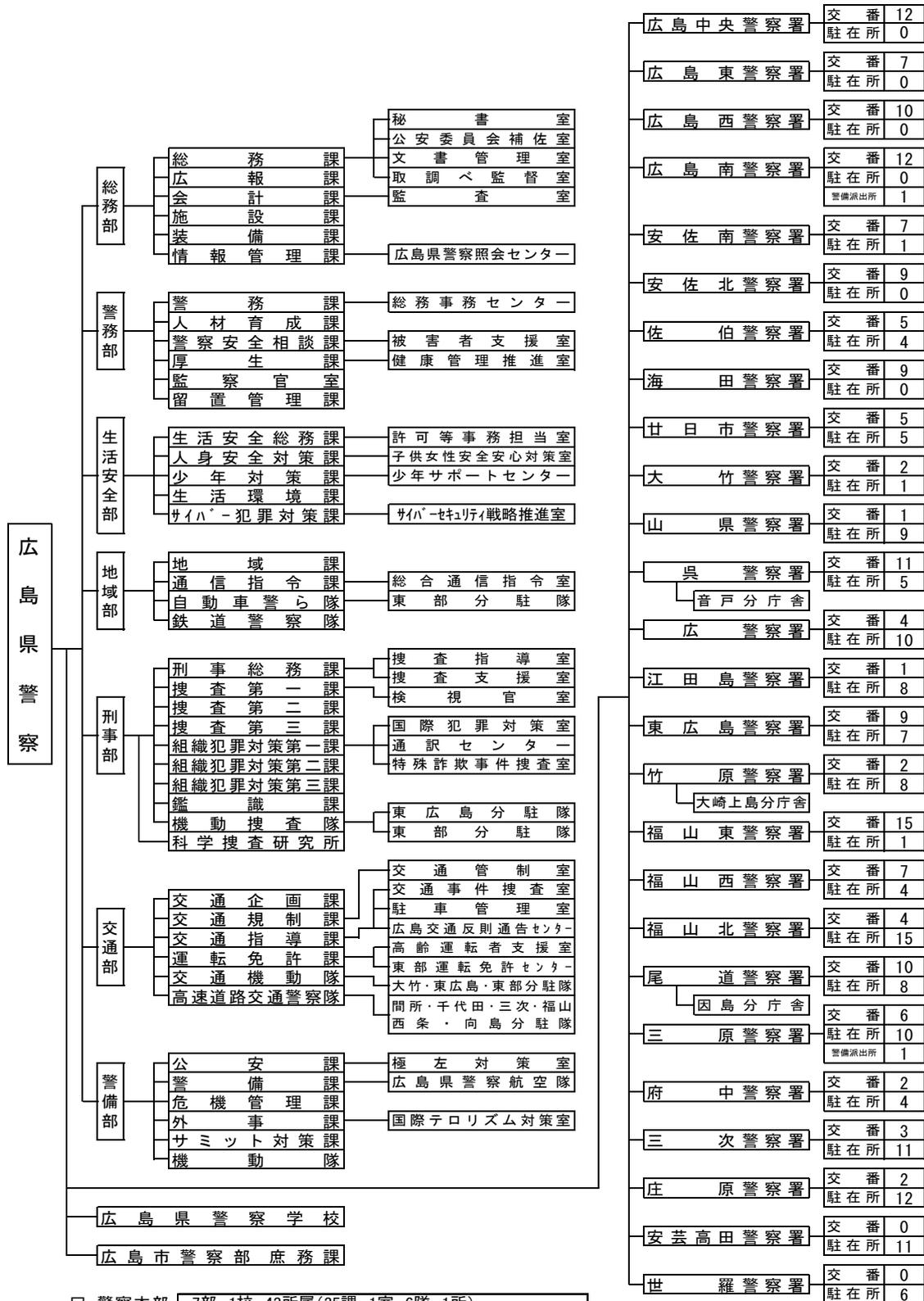
【広島県公安委員会】

職名	氏名	就任年月	職業	備考
委員長	西野 泰代	平成30年5月	大学教授	広島市推薦2期目
委員	小西 秀宣	平成26年7月	弁護士	3期目
	北川 祐治	平成27年7月	会社会長兼社長	3期目
	森美 喜夫	令和4年5月	医師	広島市推薦1期目
	松岡 秀夫	令和4年10月	会社社長	1期目

2 広島県警察組織体制

(1) 組織（令和5年4月1日現在）

広島県警察組織図



□ 警察本部 7部, 1校, 43所属(35課, 1室, 6隊, 1所)

警察署	分庁舎	交番	駐在所	署所在地	警備派出所
26	3	155	140	12	2

※ 署所在地(広島東警察署, 佐伯警察署, 廿日市警察署, 山県警察署, 江田島警察署, 竹原警察署, 福山北警察署, 府中警察署, 三次警察署, 庄原警察署, 安芸高田警察署, 世羅警察署)

(2) 体制（令和5年4月1日現在）

ア 警察職員の条例定員及び配分状況

区分	警察官						警察官以外の職員	合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	小計		
本部	91	162	515	478	336	1,582	358	1,940
警察署	62	172	1,002	1,091	1,280	3,607	162	3,769
計	153	334	1,517	1,569	1,616	5,189	520	5,709

イ 警察職員の条例定員の推移

区分		年度									
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
		5,643	5,643	5,666	5,689	5,709	5,709	5,709	5,709	5,709	5,709
警察官	増員数	8	0	23	23	20	0	0	0	0	0
	定員	5,123	5,123	5,146	5,169	5,189	5,189	5,189	5,189	5,189	5,189
警察官以外の職員	増員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定員	520	520	520	520	520	520	520	520	520	520

(3) 令和5年度組織体制整備

ア G7広島サミット開催に伴う臨時警備警察官派出所の開設

G7広島サミット主会場周辺の住民及び関係者に対する安心感を醸成し、良好な関係を構築するとともに、サミット警備に有用な情報を迅速に収集して警備の万全を期すため、主会場周辺に設置した警備部隊活動拠点内に臨時警備警察官派出所を開設した。

イ 警護要則等の見直しに伴う警護体制の強化

警護対象者の身の安全確保に万全を期すことを目的に、警察庁や関係都道府県警察、さらには、警護対象者やその関係者と緊密な連携の下、新たな警護要則に基づく間隙のない警護態勢を構築するため、警備部警備課の体制を強化した。

ウ 児童虐待に係る広島市児童相談所との連携強化

広島市児童相談所との更なる情報共有を図り、事案の危険性・緊急性について総合的に判断した上で、児童虐待に迅速かつ的確に対処するため、広島市児童相談所に生活安全少年対策課の警察官を併任させ、相互の連携を強化した。

エ 県東部における交通捜査支援体制の強化

県東部の警察署に対する交通捜査支援体制を強化し、総合力を発揮した緻密・適正な交通捜査を推進するため、交通部交通指導課に交替制の東部交通機動捜査係を新設した。

オ 変容する社会に対応する警察運営に向けた体制強化

刑事手続のIT化、通信指令システムの高度化など、変容する社会に対応し、県民の期待と信頼に応える警察運営を効果的に推進するため、警務部警務課の体制を強化した。

3 警察関係予算

(1) 令和5年度当初予算

(千円)

区 分	令和5年度(B)		令和4年度(A)		増減(B-A)	
		構成比(%)		構成比(%)		%
警 察 費	65,492,336	100.0	64,567,172	100.0	925,164	1.4
人件費	52,483,101	80.1	52,258,987	80.9	224,114	0.4
物件費	13,009,235	19.9	12,308,185	19.1	701,050	5.7

(2) 主要事業

(千円)

主 要 事 業 の 内 容	金 額
1 広島南警察署整備事業 ○ 新広島南警察署建築工事（3年目） ～ 警察活動の効率化、警察機能強化、来庁者の利便性向上等のため、広島南警察署の移転整備に向けた建築工事等を実施	907,221
2 交番・駐在所整備事業 ○ 建設（事業2年目）：4施設 広島中央警察署・吉島交番、安芸高田警察署・向原駐在所、尾道警察署・田熊駐在所、広島西警察署・井口交番 ○ 旧施設解体：1施設 福山東警察署・駅前交番 ○ 設計：（事業1年目）：3施設 福山北警察署・新市交番、尾道警察署・重井駐在所、安佐南警察署・伴交番	245,193
3 交通安全施設整備費 ○ 信号機の更新、道路標示等の整備・更新等 ～ 安全かつ快適な交通環境を確保し、交通の円滑化及び交通事故防止のため、信号機等の交通安全施設を整備	2,902,154
4 広島サミット警備実施事業 ○ 車両等燃料費、部隊運用等に必要な警備資機材整備 ○ 交通規制、交通総量抑制広報等 ～ サミットにおける警備を徹底するため、警備・交通対策等に必要な資機材のほか、部隊派遣等各種車両の燃料費等の整備	1,621,313

令和5年 広島県警察

基本方針

安全・安心を 県民とともに築く 力強い警察

特別重点

G7広島サミット警備の完遂

運営重点

- 総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化
- 子供・女性・高齢者等を守る取組と少年非行防止対策の推進
- 住民の安心感を高める地域警察活動の推進
- 組織犯罪対策の推進
- 交通事故の抑止と安全で円滑な交通の確保
- 災害、テロ等緊急事態対策の推進
- サイバー空間の安全の確保
- 社会の変化に適応する警察運営の推進

5 主要施策

(1) 総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化

ア 総合的な犯罪抑止対策の推進

(ア) 「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の推移

- 平成15年1月1日 「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の施行
- 第1期（平成15年～平成17年）「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン
- 第2期（平成18年～平成22年）「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン
- 第3期（平成23年～平成27年）「なくそう犯罪」ひろしま新アクション・プラン
- 第4期（平成28年～令和2年）「めざそう!安全・安心・日本」ひろしまアクション・プラン
- 第5期（令和3年～令和7年）「減らそう犯罪」第5期ひろしまアクション・プラン

a アクション・プランの推進指標

(a) 刑法犯認知件数 12,000件以下（令和4年：12,147件）

(b) 治安良好と感じる人の割合 90%以上（令和2年：86.9%）

b アクション・プランの取組指標

(a) 不安を感じる犯罪（8罪種）認知件数 5,500件以下（令和4年：5,284件）

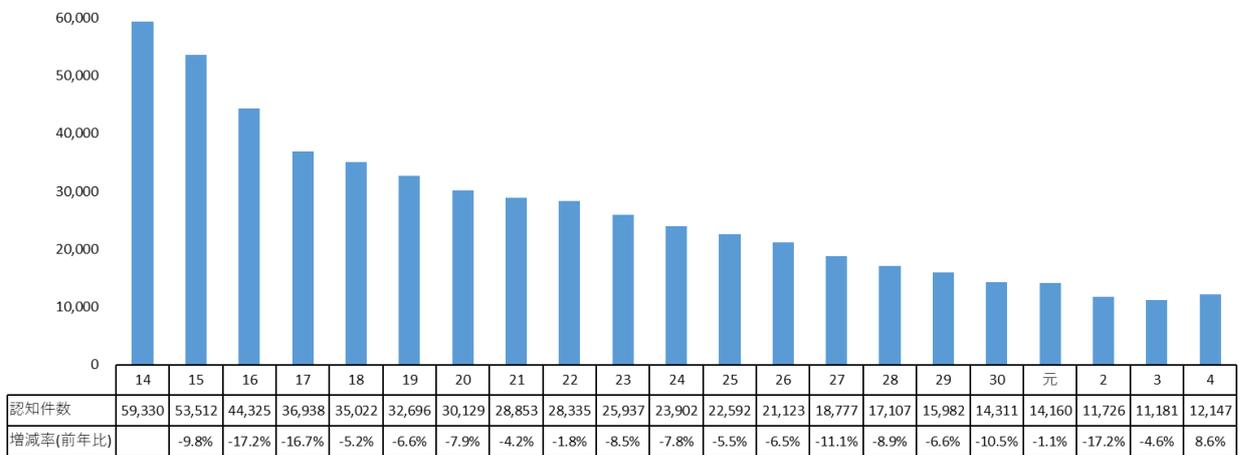
注：不安を感じる犯罪～自転車盗、車上ねらい、器物損壊等、侵入強盗、侵入窃盗、住居侵入、強制性交等、強制わいせつ

(b) 子供・女性・高齢者が被害者となる犯罪の認知件数 4,800件以下（令和4年：5,069件）

(c) 特殊詐欺の年間被害総額 2億円以下（令和4年：6億8,446万円）

(d) フィルタリング(スマートフォン)の使用率 37%以上（令和4年度：30.2%）

【刑法犯認知件数の推移】



(イ) 不安を感じる犯罪の抑止

- a オトモポリスや県警ホームページ、マスコミ等の多様な広報媒体の活用によるタイムリーな情報発信を推進する。
- b 市町、事業者並びに町内会等に対する働きかけや防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの普及啓発により防犯カメラの設置を促進する。
- c 住民が不安を感じる犯罪の抑止対策を重点的に推進し、安心感の醸成を図る。

(ウ) 特殊詐欺の抑止の推進

- a 高齢者だけでなく、子や孫を含めた幅広い世代に向けた広報啓発活動を推進し、特殊詐欺被害の抑止を図る。
- b 金融機関やコンビニ等、関係事業者と連携し、被害の水際阻止に向けた取組の強化を図る。
- c 高齢者が、犯人からの電話を直接受けることがないようにするため、防犯機能付き電話の普及促進活動を推進し、固定電話対策の強化を図る。

イ 検挙力の強化

(7) 悪質重要犯罪の徹底検挙

a 重要犯罪の検挙

(a) 徹底した初動捜査活動による被疑者の早期検挙

重要事件発生時には捜査員を集中的に投入して、迅速的確な初動捜査を徹底するとともに、社会のデジタル化等に伴う犯罪の悪質化・巧妙化に対応するため、最新の捜査手法をより一層活用するなど、この種犯罪の徹底検挙と連続発生防止を図る。

(b) 未解決重要事件捜査の推進

令和3年10月、平成13年に発生した「福山市明王台における主婦被害殺人事件」を検挙したことを機に、未解決重要事件に対する世間の関心が高まっていることから、効果的な広報による情報提供活動を継続するとともに、捜査体制を継続・維持し、各種情報の掘り下げ、証拠資料の再鑑定、他事件の検挙被疑者に対する追及等、多角的な視野で着実な捜査を推進する。

b 重要知能犯罪の検挙

継続的かつ組織的な情報収集等により、政治・行政・経済を巡る不正や利権構造の実態把握等に努め、重要知能犯罪の検挙を強力に推進する。

c 重要窃盗犯罪の検挙

凶悪犯に移行するおそれが高く、広域的・連続的・組織的に敢行される重要窃盗犯罪を徹底検挙する。

(4) 特殊詐欺の検挙の推進

刑事部組織犯罪対策第一課特殊詐欺事件捜査室を中心に、犯行拠点の摘発や詐取金送付先の捜索、だまされたふり作戦等による詐取金受取役被疑者の現場検挙、犯行に利用された預貯金口座など犯行ツールの遮断・無力化措置等を強力に推進する。

(ウ) 科学技術の捜査への活用

客観証拠による立証を図り、複雑、多様化する犯罪捜査へ対応するため、DNA型鑑定やポリグラフ鑑定を始め、各種鑑定を積極的に活用する。

(2) 子供・女性・高齢者等を守る取組と少年非行防止対策の推進

ア ストーカー・配偶者暴力事案への迅速・的確な対応

ストーカー被害等の相談等件数は高水準で推移しており、被害者等の安全の確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止及び被害者等の保護措置、組織的な対応及び関係機関・団体と連携した取組を推進する。

イ 児童虐待への対応における取組の強化

(7) 児童の安全確保の徹底

児童虐待が疑われる事案について、関係部門が連携して、児童の安全を直接確認す

るとともに、事件化の可否等の判断を迅速に行い、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底する。

(イ) 児童相談所等関係機関との連携強化

児童相談所等関係機関との情報共有を実質的なものとし、連携して対応することにより、児童虐待事案の早期発見と被害児童の早期保護に万全を期す。

ウ 子供・女性・高齢者等の犯罪被害防止対策等の推進

(ア) 子供・女性を犯罪から守るための取組

性犯罪等及び声掛け・つきまとい等の前兆事案に対して、集約した情報をもとに行方を特定し、検挙又は指導・警告（先制・予防的活動）を行うことで、未然防止及び再発防止対策を推進する。

また、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議（平成30年6月22日）において決定された「登下校防犯プラン」に基づく子供の安全対策について、行政を始め様々な主体と協働・連携した各種施策を推進する。

(イ) 子供の性被害に係る対策の推進

児童ポルノ事犯を始めとする悪質性の高い福祉犯に対する取締りを強化する。

また、SNSに起因する子供の性被害を防止するため、不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組や補導活動を推進する。

(ウ) 保護者、児童生徒等に対する広報啓発活動の推進

中学生保護者を対象としたフィルタリングの利用や家庭内におけるルールづくりを推奨するなど広報啓発活動を推進する。

また、通信事業者と協同したインターネット関連の犯罪防止教室等を実施するとともに、学校等関係機関と連携し、子供が性被害の加害者・被害者・傍観者にもならないための予防教育や啓発活動を積極的に推進する。

(エ) 高齢者の犯罪被害防止・保護対策の推進

a 市町、関係機関・団体、事業者等と連携を強化し、高齢者を犯罪等から守る取組を推進する。

b 認知症高齢者等の支援に向けた確実な情報提供を図るため、各警察署と市町間で締結している「認知症高齢者等の支援に係る相互連携に関する協定」に基づいた情報提供制度を効果的に運用する。

c 高齢化率が高く、高齢者の事件・事故による被害が多い地区を「高齢者防犯モデル地区」に指定し、広報啓発活動等を実施するとともに、高齢者の保護及び社会参加を促進する。

エ 非行少年を生まない社会づくりの推進

(ア) 集団的不良交友関係の解消に向けた対策の推進

集団的不良交友関係に関する情報を収集し、実態把握に努めるとともに、非行少年グループ等の背後に潜む暴力団等も視野に入れた実態解明を進め、発生事案の早期検挙・補導等の再非行防止対策を推進する。

(イ) 立ち直り支援活動の推進

少年サポートセンターを中心に事件捜査等と連動した各種立ち直り支援活動を積極的に推進し、再非行防止を図る。

(ウ) 街頭補導活動の強化

少年非行を兆しの段階で抑止するため、不良行為少年に対する補導活動を積極的に

実施して、非行防止を図る。

(エ) 学校等関係機関と連携した取組の推進

学校等関係機関と連携し、スクールサポーターを効果的に運用するとともに、犯罪防止教室の促進や学校担当制による少年補導協助員の活動の充実により、児童生徒の規範意識の向上を図る。

(3) 住民の安心感を高める地域警察活動の推進

ア 巡回連絡を始めとした管内実態把握活動の推進

巡回連絡、交番・駐在所連絡協議会の会議又はそれに代わる双方向連絡活動を通じて、地域住民の意見・要望等の管内実態を把握するとともに、特殊詐欺や交通事故等、地域住民に身近な事件・事故の予防に関する指導や広報啓発活動を推進する。

イ 職務質問による犯罪の予防と検挙

管内の犯罪多発地域・時間帯等の分析結果を踏まえた効果的な警ら活動を推進するとともに、不審者に対する先制的な職務質問を通じて、地域住民の体感治安に悪影響を及ぼす犯罪の予防及び検挙活動を推進する。

ウ 迅速的確な初動警察活動の推進

通信指令システム等の各種システムを効果的に活用するとともに、重大事件等の発生時においては、パトカー、航空機等の警察機動力を一元的に運用するなど、迅速的確な初動警察活動を推進する。

(4) 組織犯罪対策の推進

ア 暴力団等の壊滅に向けた総合的な対策の推進

(ア) 暴力団員等の徹底検挙と資金源封圧

首領等幹部をターゲットにした取締り、資金獲得犯罪の取締り、犯罪収益の剥奪など、暴力団に対して真に打撃を与える取締りを徹底する。

(イ) 暴力団排除活動の推進と暴力団離脱者の社会復帰支援

関係機関と連携し、暴力団排除活動を推進するとともに、暴力団組員に対しては組織からの離脱を促し、離脱者に対する社会復帰支援対策を徹底する。

(ウ) 暴力団情報の収集・分析

暴力団組織の実態解明に向けた情報収集・分析を推進する。

(エ) 保護対策の徹底

関係各課との連携を図り、適切な保護対策を実施する。

イ 薬物銃器対策の推進

(ア) 薬物・銃器事犯の徹底検挙及び密売・密輸組織の摘発

薬物・銃器事犯を徹底検挙するとともに、突き上げ捜査の実施、関係機関との協働により、密売・密輸組織の摘発を徹底する。

(イ) 薬物乱用防止対策及び違法銃器根絶対策の推進

各種広報媒体やキャンペーンの機会を活用し、薬物相談電話や拳銃 110 番報奨制度を広め、違法薬物・銃器根絶対策を推進する。

(ウ) 薬物・銃器事犯関連情報の収集・共有

逮捕被疑者や素行不良者等、あらゆる対象者から積極的に情報を収集し、共有・活用を図る。

ウ 国際組織犯罪対策の推進

- (ア) 国際犯罪組織や違法ヤードに対する情報収集等により実態解明を推進し、各種犯罪を助長する犯罪インフラの戦略的取締り、部門横断的な捜査連携を強化する。
- (イ) 国際犯罪組織構成員等を徹底検挙し、国際犯罪組織の日本への浸透を阻止する。

(5) 交通事故の抑止と安全で円滑な交通の確保

ア 交通事故の発生状況

区分		年次				
		30	元	2	3	4
死者数		92人	75人	71人	70人	74人
うち高齢者数		54人	46人	36人	39人	38人
重傷者数		1,058人	1,043人	840人	900人	730人
歩行者	件数	902件	745件	637件	605件	583件
	死者数	37人	35人	28人	31人	21人
自転車	件数	1,351件	1,227件	975件	964件	901件
	死者数	7人	6人	10人	4人	6人
飲酒	件数	73件	76件	69件	65件	50件
	死者数	3人	7人	3人	7人	3人

注：「高齢者」は、65歳以上を指す。

注：「歩行者の件数」は歩行者が第1当事者又は第2当事者となった件数で、「死者数」は歩行者本人の死者数

注：「自転車の件数」は、自転車運転者が第1当事者又は第2当事者となった合計数で自転車相互事故は1件で集計し、「死者数」は自転車乗用中の死者数

注：「飲酒の件数」は、第1当事者（原付以上の車両運転者）に飲酒が認められた件数で、「死者数」は当該事故における死者数

イ 第11次広島県交通安全計画における目標

令和7年までに、

- (ア) 交通事故死者数 年間 60人以下（うち高齢者死者数33人以下）
 - (イ) 交通事故重傷者数 年間 700人以下
- を目標としている。

ウ 推進項目

(ア) 交通事故実態に即したきめ細かな交通安全教育等の推進

高齢者、幼児、歩行者、自転車利用者等、各対象の年齢、特性や交通実態等を踏まえ、各種施策を組み合わせた効果的な安全対策等を推進する。

a 高齢者対策

高齢者が安全な交通行動を実践することができるよう、シミュレータ等の各種教育資機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

b 歩行者保護対策

運転者及び歩行者に対して、交通安全教育等を通じて交通ルールの周知を図るとともに、関係機関・団体と連携した県民への広報啓発等の取組を実施するなど、総合的な対策を推進する。

c 自転車利用者対策

自転車乗車中の交通事故防止や自転車の安全利用を促進するため、車両としてのルールを遵守し、歩行者や他の車両に配慮した通行、ヘルメットの着用等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を推進する。

d 飲酒運転対策

飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転による交通事故実態等を周知するための交通安全教育や広報啓発活動を推進する。

(イ) 交通情勢に応じた効果的な交通指導取締りの推進

交通事故抑止や被害軽減のため、飲酒運転、著しい速度超過等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に加え、県民から取締り要望の多い妨害（あおり）運転等の迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

また、これらの違反を行う運転者への注意喚起に結びつくような広報を実施する。

(ロ) 安全で快適な交通環境整備の推進

交通安全施設の適切な維持管理と道路交通の安全と円滑を確保するため、交通環境の変化等により必要性の低下した交通安全施設の撤去を含め、交通実態に即した交通規制の見直し等を推進する。

(ハ) 適切な運転者対策の推進

悪質・危険運転者を早期に排除するための迅速かつ確実な行政処分を実施するほか、高齢者講習や認知機能検査、運転技能検査の受検・受講待ち対策、安全運転相談の充実など、申請者等の立場に応じた運転者施策を推進する。

(ニ) 社会の変化に対応する交通警察の構築

遠隔操作型小型車や自動運転車、電動キックボード等の新たなモビリティに係る交通ルールの遵守や交通事故の防止に向けた積極的な広報啓発等を実施する。

(6) 災害、テロ等緊急事態対策の推進

ア 災害等対処能力の強化

(ア) 災害に係る危機管理体制の点検及び構築の持続的推進

平成30年7月豪雨災害等、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、引き続き、激甚化・頻発化している災害に備え、危機管理体制の点検及び構築の持続的推進を図る。

(イ) 災害等対処能力の強化

災害等発生時において、迅速かつ的確に対処するため、装備資機材の習熟訓練、管内の実態に即した被害想定に基づく実戦的な図上訓練及び早期指揮体制を確立するための招集・伝達訓練等を継続して推進する。

また、自治体等が行う防災訓練に積極的に参加し、防災関係機関との連携を図る。

イ 官民連携によるテロ対策の推進

(ア) 官民一体となったテロ対策の強化

爆発物原料となり得る化学物質の販売事業者や同物質を取り扱う学校及び玩具煙火（花火）販売事業者並びに産業爆薬取扱事業者を個別訪問し、販売時における本人確認の徹底や不審者来訪時における通報を要請するなど爆発物を使用したテロの未然防止に向けた対策を推進する。

また、テロリストが利用する可能性があるホテル・旅館、インターネットカフェ、レンタカー事業者等との連携を強化し、テロ等違法行為の未然防止を図る。

(イ) 水際対策の推進

広島空港及び広島港を始めとする国際港湾の関係機関と連携し、各種合同訓練や保安施設の改善等を行うとともに、テロリスト等の入国を防止する各種システムを活用した水際対策を推進する。

(ウ) 警戒警備の強化

公共交通機関や米軍関係施設等の重要施設及び不特定多数の者が集まる施設等に対する警戒警備を徹底するとともに、施設管理者に対して自主警備の強化を要請する。

(エ) テロ対処能力の強化

広島県テロ対策パートナーシップ推進会議を活用した合同テロ対処訓練等、対処能力の強化に向けた取組を推進する。

(7) サイバー空間の安全の確保

ア 体制及び人的基盤の強化

(ア) サイバー空間の脅威に対処するための体制の構築

各部門が一体となった広報啓発活動・被害防止対策の企画・実施等を実効的に行うための連携体制を構築する。

(イ) 優秀な人材の育成

検定制度、専科課程等による体系的かつ段階的な育成を図るとともに、サイバー事案捜査に従事させるなど、その特性を踏まえた適材適所の人材配置を行う。

(ウ) 警察職員全体の対処能力の向上

採用時等の教養機会を有効に活用するための教養内容の見直し、教養機会の拡大、初任科生を対象とした教養資料の整備等を推進する。

イ 実態把握と社会変化への適応力の強化

(ア) 通報・相談への対応強化による実態把握の推進

被害通報を促進するための広報啓発及び民間事業者と連携した通報・相談促進に向けた気運の醸成に取り組む。

(イ) 実態解明と実効的な対策の推進

サイバー事案に対して厳正な取締りを推進し、犯行手口等の実態解明や被害の未然防止・拡大防止を図る。

また、重要インフラ事業者等との実践的な共同対処訓練を実施する。

(ウ) インターネット上の脅威情報等の収集及び分析の高度化

違法・有害情報に厳正に対処するため、インターネット・ホットラインセンターからの通報及びサイバーパトロール等を通じて把握した情報を端緒として、事件化や削除依頼等を積極的に推進する。

ウ 部門間連携の推進

サイバー事案に対してサイバー部門と各部門が連携し、効率的かつ効果的な捜査及び被害防止対策を推進する。

エ 国際連携の推進

サイバー警察局、サイバー特別捜査隊等と緊密に連携して、迅速かつ的確な国際捜査を推進する。

また、外国捜査機関等との信頼関係構築の観点も踏まえ、外国捜査機関等からの共助要請にも、適切に対応する。

オ 官民連携の推進

(ア) 産学官の知見等を活用した対策の推進

関係機関や大学、各自治体と連携し、サイバー空間の脅威への対処経験を全体で蓄積・共有するなどの取組を推進する。

(イ) 民間事業者等における自主的な被害防止対策の推進

民間事業者・団体等と連携し、インターネット上の新たなサービスを悪用した事案等の情報を広く県民に共有する。

(ウ) 民間事業者等と連携した犯罪インフラ対策の推進

データ通信専用SIMカードの不正利用、SMS認証の不正代行、フィッシングサイト等に対しては、民間事業者等との良好な関係を構築するとともに、関係部門が一体となって効果的な取組を推進する。

(エ) 地域において活動する多様な主体との連携

経済安全保障の観点を考慮に入れ、技術情報を始めとする様々な情報窃取のリスクやサプライチェーンを構成する企業が打撃を受けるリスクがあることについて、関係機関と連携し、民間事業者・業界団体、研究機関等に注意喚起を行う。

(8) 社会の変化に適応する警察運営の推進

ア 優秀な人材の確保

少子化に伴う就職適齢人口の減少、民間企業の採用活動の好調維持等を背景に厳しい採用情勢が継続する中、優秀な人材の確保に向けて、社会の実情に応じた就職説明会の開催や受験者層のニーズに応じた広報ツール等の活用によって、警察業務の魅力を効果的に発信し、若者世代を惹き付ける採用募集活動を組織を挙げて強力に推進する。

イ 職務執行力強化に向けた若手の育成と術科訓練等の充実

(ア) 若手の育成

a 若手の早期戦力化

若手の積極性及び主体性を涵養する小集団形式の対話会、自学自習できる環境の整備、ロールプレイング形式の現場対応訓練、警察本部における現場研修制度など、体系的かつ段階的な教養を推進し、若手の早期戦力化を図る。

b 心に響く職務倫理教養の推進

誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観を有する若手を育成するため、所属長による経験談、部外有識者による講演、感謝事例の活用など、心に響く職務倫理教養を推進する。

c 若手を指導する指導者の指導能力の向上

若手の育成には、若手を指導する指導者の指導能力の向上が欠かせないことから、指導技法を身に付けるための研修会、経験豊富な指導者を交えた小集団形式の討議会、ベテラン職員による伝承教養など、若手を指導する指導者の指導能力向上に資する取組を推進する。

(イ) 術科訓練の充実

a 計画的かつ効果的な術科訓練の推進

いかなる事案に遭遇しても怯むことなく被疑者を早期に制圧逮捕し得る実力を養成し、受傷事故の絶無を図るため、所属ごとの訓練推進責任者の指定、訓練日の設定、所属職員の任務、年齢、体力及び技能に応じた訓練など、計画的かつ効果的な術科訓練を推進する。

b 実践的な訓練の推進

様々に変化する状況に的確に対応する能力を培うため、映像射撃シミュレータ等による拳銃訓練をはじめ、実際の現場で発生する可能性の高い事案を想定した実践的な術科訓練を推進する。

ウ 警察機能を最大限発揮させる組織運営の推進

(7) 業務の合理化・効率化

形骸化している業務を見直し、各種手続の簡素化やシステムの改修等、業務の合理化のための取組を推進する。

合理化に当たっては、警察署業務改善検討会議等により、現場の声を吸い上げ、実情を踏まえた取組を推進する。

(4) 全職員のワークライフバランスの実現に向けた働き方改革の推進

ワークライフバランスの実現のため、幹部職員が中心となり、全職員の更なる意識改革に向けた取組を推進する。

業務の見直しにより、時間外勤務時間の縮減や各種休暇の取得促進、仕事の進め方の効率化を図り、仕事と育児・介護の両立支援制度の浸透や男性の育児参画に向けた職員の意識改革を図るとともに、様々な支援を必要とする職員が個別の事情に応じた働き方が選べるよう組織全体におけるサポート体制の構築を促進する。

(9) 女性の活躍に向けた取組の推進

女性職員の能力・実績に応じた積極的な登用を推進するとともに、対話会等を開催してキャリア形成のイメージづくりを促し、女性職員の意識向上を図る。

また、女性職員の意見・要望を汲み上げ、働きやすい職場環境を整備する。

エ 計画的な警察施設整備の推進

地域の治安・防災拠点である警察施設の耐震化を着実に推進するとともに、中長期的な視点に立った警察署、交番・駐在所等の整備を推進する。

オ 犯罪被害者支援の積極的な取組

警察が組織を挙げて取り組むべき内容を網羅した「広島県警察犯罪被害者支援基本計画」に基づいて各種施策を推進する。